

パブリックコメント手続 実施結果  
「茅ヶ崎市自治基本条例の検証結果と講ずる措置  
(令和7年度～令和10年度) (素案)」

1 募集期間 令和6年11月26日(火)～ 令和6年12月25日(水)

2 意見の件数・意見提出者数 34件・6人

3 意見提出者年齢

| 年代 | 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 人数 | 人     | 人   | 人   | 1人  | 人   | 人   | 3人    | 2人 |

4 内容別の意見件数

| 項目 |                      | 件数  |
|----|----------------------|-----|
| 1  | 第1章 検証の総括に関する意見      | 8件  |
| 2  | 第2章 講ずる措置に関する意見      | 8件  |
| 3  | 第3章 条文ごとの取組に関する意見    | 15件 |
| 4  | パブリックコメント手続に関する意見、要望 | 3件  |
| 合計 |                      | 34件 |

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

| 対応区分 | 説明                                     | 件数  |
|------|--|-----|
| 対応済み | すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの      | 3件  |
| 参考   | 計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの | 28件 |
| 合計   |  | 31件 |

6 条例、計画等の公表日(予定) 令和7年3月13日(木)

茅ヶ崎市 経営総務部 行政総務課 市政情報担当  
0467-81-7110(直通)  
e-mail: gyouseisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp



## (意見及び市の考え方)

### ■第1章 検証の総括に関する意見(8件)

(意見1)(対応区分:参考)

#### P.1 内部検証に関する意見

形式的・表面的な傾向が強い。条例の目的にもとづいた実際の・重点的な検証のあり方を検討する必要があります。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例(以下「条例」という。)は、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的としており、そのため自治の基本理念や市政運営の基本原則を定めています。

市では、条例の制定からこれまで検証の度に、条例に規定された事項を推進するため、「茅ヶ崎市自治基本条例アクション・プラン」や「茅ヶ崎市自治基本条例推進方針」を定め、取り組んできました。

検証においては、条例が形骸化しないよう、「条例の施行状況」の検証として、推進方針等に掲げた取組が適正に実施できたかの検証を、また、「条例の規定」の検証として、社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、条文の改廃等の必要があるかの検証を行いました。

一方で、今回の検証において学識経験者から、検証内容に一定の評価は得たものの、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することの検証の必要性や、市民主体による自治の更なる推進を図るための運用上の課題や市民参加の状況等についての踏み込んだ議論の必要性などが挙げられましたが、併せて、これらを検証するための具体的な方法を見いだすのが難しいことも指摘されているところ です。

こうしたことを踏まえ、次回の検証のあり方を検討してまいります。

(意見2)(対応区分:参考)

#### P.2 学識経験者の意見聴取に関する意見

行政に忖度しない人選及び運営を検討する必要があります。

(市の考え方)

学識経験者については、地方自治、行政法等の専門的な視点から条例の検証において有益な意見を頂くことを基準に選定を行っています。

(意見3)(対応区分:参考)

P.2 市民の意見聴取に関する意見

関東学院大の学生が進行したワークショップはほとんど意味がなかった。市民が中心となってテーマを設定し運営する等自治基本条例の検証にふさわしい方法を検討すべきです。

(意見4)(対応区分:参考)

P.2 市民の意見聴取に関する意見

今回市が検証した結果では、「条例に対する市民の認識度が依然低い、市民参加への参加率が低い」などとなっています。こうした状況を改善する対策が必要です。

これらを改善するために、以下のことを準備し「ワークショップ」を開いてはどうでしょうか。

- ・テーマとしては、自治基本条例を市民がもっと知るための方法
- ・内容については、市民有志と市で協議して準備
- ・参加市民は30人ほどを目標
- ・司会は市民が行う

5月のワークショップでは、学生が司会役になっていましたが、自治基本条例のことを知らないの司会は気の毒に感じました。それに時間も足りませんでした。だが、気軽に話し合いができるのでいかしていいと思いました。

この方法で取り組み、次の検証までに今回と違う結果が出せるようにしたいというものです。いかがでしょうか。

(市の考え方)

ワークショップは、多角的な視点で参加者が意見を交わしながら、問題点や課題の整理・分析などを行うのに適しています。令和6年度の検証において実施したワークショップでは、ワールド・カフェ方式※により、設定したテーマごとに市民、学生、職員が意見交換を行いました。

意見聴取については様々な手法が考えられることから、今後の実施手法について検討してまいります。

※ ワールド・カフェとは、「カフェ」にいるようなリラックスした雰囲気の中、①参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に意見交換を行い、②他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていく手法

(意見5)(対応区分:参考)

### P.3 検証の結果に関する意見

「令和6年度の検証では、条例の施行状況について、毎年度の取組状況及び市民の意見等から取組が適正に実施できたと評価し、条例の規定について、社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、課題や改善すべき点があるか確認を行い、条例の規定が自治の推進に適合したものであると評価した」とある。

よって、「条例の規定については、現行の規定で対応できていることから、改正は行わない」との結論が出されている。

しかしながら、今回の検証にあたり、市民団体として、ある担当課との意見交換会を実施したところ、自治基本条例の検証に向けての照会が、担当課にかけられていなかったことが判明した。

条例の項目にない担当課には照会がなかったということは、市民意見や担当課も検証する機会すらなかったことになる。

これでは、社会情勢や時代に見合った条例の見直し、改正にはつながらない。

(市の考え方)

条例は、茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みなどを定めるもので、自治を推進するに当たってはこの条例の趣旨を尊重するものと位置付けられており、安易に考え方を变えるべきではないということを前提としつつ、検証を実施しました。

市では、内部検証資料のとおり、令和2年度から令和5年度までの社会情勢の変化等により、条例の構成について変更の必要性があるかについて検証を行い、現行の条例の構成を変更する必要性はないものと考えています。

よって、新規規定に関する照会については全庁に対し行っておりませんが、検証に関することは部長級職員で構成する「自治基本条例推進会議」で審議しており、この会議の中で各部署の意見等について共有をしています。

(意見6)(対応区分:参考)

### P.3 検証の結果に関する意見

そうでなくとも、これまでの検証は、進行状況にとどまっている。「この条例が自治の推進に適合したのか」は、検証されていないだけでなく、視点にも入っていないことが散見される。

(市の考え方)

条例第30条では、「この条例の施行状況」及び「この条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるか」を検証することとしています。

よって、市では、内部検証資料のとおり、「条例の施行状況」の検証として、推進方針等に掲げた取組が適正に実施できたかの検証を、また、「条例の規定」の検証として、社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ条文の改廃等の必要があるかの検証を行いました。

内部検証資料については、パブリックコメントで参考資料としてお示ししているとともに、市ホームページでも公表しています。

(意見7)(対応区分:参考)

P.3 検証の結果に関する意見

今回、条例改正が実施されないということではあるが、市民意見として、社会情勢、時代の変化を踏まえるのであれば、条例に下記の理念を入れる重要性があると考えてるので、述べておきたい。

多様性を認め合う社会のために、条例の中に新たに多様性の尊重を理念として位置づける必要性があると考えてる。

年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な市民の個性を尊重すること。

多様性を認め合い、人権を尊重し、誰もが等しく参加し、自分らしく安心して生きることができる社会を推進するために、自治の基本理念 第4条にあらたに加える必要性があると考えてる。

時代として、包括的な人権課題にも対応できる条例への見直しは当然のことと考えてる。

(市の考え方)

条例は、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的としており、そのために必要な自治の基本理念や市政運営の基本原則などを定めています。

それらのうち、条例第4条では、総則的事項として、基本的人権の尊重の下における「自治の基本理念」を定めています。人権に関わる様々な課題等については、本市の施策等において具体的な取組をしているところです。

(意見8)(対応区分:参考)

### P.3 検証の結果に関する意見

毎年度の取り組み状況及び市民の意見等から取り組みが適正に実施できたと評価したとありますが、本当にそうですか。

毎年度の取り組み状況は、行政側が実施した内容だけを参考としてそれでよしとしている検証内容であり、それによってどのように市民自治が進んだのかの検証はされていない。

また、市民の意見等からも、そもそも市民が自治基本条例をほとんど知らず、取り組みが適正だったかどうかの意見もほとんど出ていない。その中で自治基本条例の作成側であった私たち市民の会からの意見は全く無視されていると考えられる。納得のいく書き方をしてほしい。

それに市民アンケートは、すでに自治基本条例が施行され、15年が経とうとしているのに、今さら条例に対する市民の認知度が依然として低い、市民参加率が低い、職員レベルのばらつきがあることが分かったと記載があるが、これは検証の際に具体的な検証がされてこなかったためであり、行政側の責任が大きいと考える。

(市の考え方)

今回の検証において学識経験者から、検証内容に一定の評価は得たものの、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することの検証の必要性や、市民主体による自治の更なる推進を図るための運用上の課題や市民参加の状況等についての踏み込んだ議論の必要性などが挙げられましたが、併せて、これらを検証するための具体的な方法を見いだすのが難しいことも指摘されているところです。

こうしたことを踏まえ、次回の検証のあり方を検討してまいります。

市民参加を通じて頂いた意見については、状況に応じて反映の可否を慎重に検討しております。そのため、内容によっては実現が難しい場合もありますが、検討過程や結論に至った理由等をしっかりとお伝えすることが、市民が意見を提出したいと思える動機につながると考えています。

検証は、PDCAサイクルで課題を洗い出し改善につなげていく方法で行っています。今回の検証の結果、依然として市民認識度が低い等の結果であったため、その改善策を掲げたものです。条例の定着には、継続的に取り組むことが必要だと考えています。

## ■第2章 講ずる措置に関する意見(8件)

(意見9)(対応区分:参考)

### P.4 市民への周知啓発に関する意見

ア・市民への周知とはどのような内容ですか。単に自治基本条例を知らせるという内容では不足だと思ふ。

自治基本条例は市民自治のためにある。この条例を使っていかに市民が行政に参加し、意思表示をしていかれるかが重要である。

定期的な講座等を毎年どこかの公民館や市役所で段階を変えて実施していく必要があると考える。是非、具体的な取り組みをすとしてほしい。

(市の考え方)

市民への周知啓発については、無作為抽出アンケート等で、分かりやすくまとめてほしいとの意見が多く寄せられたことから、そういった要望に対応していくとともに、今後様々な周知啓発手法を活用して行っていきます。

(意見10)(対応区分:参考)

### P.4 職員の意識醸成に関する意見

・条例の理念だけでなく、職員としては市政運営の基本原則を守り、職員の責務を実行していくことが最も大切であり、それによって職員全体の意識醸成が行われると考える。このように変更してほしい。

(市の考え方)

条例第4条では、基本的人権の尊重の下、「主権を有する市民の意思と責任に基づく自治の推進」、「自治を推進するための活動に市民が等しく参加できること」及び「市民相互又は市民と市の連携又は協力による自治の推進」を「自治の基本理念」としています。まずは、この理念を念頭に事務が遂行されるよう意識付けをすることが必要と考えております。

なお、市政運営の基本原則の徹底は、「条例を推進するための取組」として掲げ、実施してまいります。

(意見11)(対応区分:参考)

P.4 職員の意識醸成に関する意見

・職員の意識啓発が遅々としている理由を掘り下げ、かみ合った対策を講じなければ絵に描いた餅となります。

・行政運営における「法の支配」の徹底が必要。

(市の考え方)

職員の意識啓発につきましては、毎年度、全職員研修や取組状況調査を実施し意識付けを図っているところです。

しかしながら、検証に係る市民アンケート等により、条例に対する職員の意識レベルにばらつきがあることが分かったことや、条例の定着には継続的な取組が必要なことから、令和6年度の検証の結果講ずる措置として、「職員の意識醸成」を掲げており、庁内の様々な研修を通して、実際の業務と条例の関係を具体的に示すことなどにより、意識付けを図ってまいります。

なお、市長及び職員は条例を遵守しなければならないことについては、それぞれ条例第10条及び第11条に規定しています。

(意見12)(対応区分:参考)

P.4 市政運営の基本原則の徹底に関する意見

・取り組み状況を調査することは良いが、各課の認識が違っている。意識醸成の所でしっかりと認識しないと、各課で異なった内容となるので、その前にしっかりと具体的な研修をしてほしい。

(市の考え方)

講ずる措置に掲げているとおり、職員の意識醸成のため、研修等を通じ意識付けを図ってまいります。

(意見13)(対応区分:参考)

P.4 次回検証に関する意見

・会としては、今回の検証についてもこのやり方では市民が参加した検証とはいいいがたいと指摘してきた。

検証の方法を変え、市民と一緒に考えて検証をしてほしい。そのために多くの参加したい市民が入った検証委員会を時限的に作ってほしいと要望してきた。

しかし、市からの回答は、「多くの市民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。そのため、少数の市民による第三者機関ではなく、無作為抽出アンケートや意見交換会などによる市民参加の方法を選択しております。」とある。第三者機関は少数の市民ではなく、自治基本条例を理解した、または理解したい多くの市民によって検証されるべきと思う。そのためにはアンケートや市民参加者が10人にも満たないで議論が深まることのないグループワークで本当の検証ができるはずはないと考える。

(市の考え方)

条例は、茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものであることから、検証における市民参加では、幅広く市民意見を聴取することが必要であると考えています。

そのための適切かつ効果的な市民参加手法として、令和6年度の検証では、内部検証の実施前に実施した条例に係る市の取組に対する意見募集、ワークショップ、無作為抽出アンケート・WEBアンケート及び本パブリックコメント手続の4つの市民参加手法を、検証の各段階で実施しました。

次回の検証についても、条例及び茅ヶ崎市市民参加条例の趣旨を踏まえて、より適切かつ効果的な市民参加手法を選択してまいります。

なお、より多くの市民に条例について関心を持っていただけるよう、講ずる措置では、令和7年度以降様々な情報媒体の活用により、効果的な市民周知に取り組むこととしています。

(意見14)(対応区分:参考)

P.4 次回検証に関する意見

・ぜひ、多くの市民が参加する第三者機関ができるための、市民への条例の認知度が本当に高まるような施策を今後対象期間で進めてほしい。

その後、アンケートの内容ももっと具体的な内容も聞いてほしいと考える。

(市の考え方)

市民への周知啓発については、無作為抽出アンケート等で、分かりやすくまとめてほしいとの意見が多く寄せられたことから、そういった要望に対応していくとともに、今後様々な周知啓発手法を活用して行っていきます。

(意見15)(対応区分:参考)

P.4 次回検証に関する意見

・条例の施行状況については、「条文に規定された事項を推進するための取り組み」はこれだけで、この方法で良いのかも検証すべきである。

その部分は、市民からもしっかりと意見を聴けるようにすべきであるが、今の検証のしかたでは難しいと考える。もっと市民から丁寧に具体的な内容を聴取してほしいと考える。

(市の考え方)

内部検証では、「条文に規定された事項を推進するための取組」について、市民意見等を踏まえ適正に実施できたか検証を行い、次期講ずる措置において、現在の取組を継続するか、新規取組があるか等の検討を行っています。

市民意見聴取につきましては、市の内部検証前の意見募集を実施しております。

(意見16)(対応区分:参考)

P.4 次回検証に関する意見

・学識者が指摘しているように、条例の本質である市民自治がいかに関具体的に進められているかどうかの検証を行うべきであると考えます。

そして、その結果、改めて条例の規定がこのままで良いかどうかを本当に検証できるはずである。

(市の考え方)

今回の検証において、学識経験者から、検証内容に一定の評価は得たものの、地方自治の本旨にのっとった茅ヶ崎市における自治を推進することの検証の必要性や、市民主体による自治の更なる推進を図るための運用上の課題や市民参加の状況等についての踏み込んだ議論の必要性などが挙げられましたが、併せて、これらを検証するための具体的な方法を見いだすのが難しいことも指摘されているところです。

こうしたことを踏まえ、次回の検証のあり方を検討してまいります。

### ■第3章 条文ごとの取組に関する意見(15件)

(意見17)(対応区分:参考)

#### P.6 第3条に関する意見

分かりやすく適切に定義する観点より、「市民」について、個人と団体・組織等を区別するよう改正してください。

(市の考え方)

地域が抱える多種多様な課題を解決していくためには、茅ヶ崎市内に住所を有する者(条例第3条第1号ア)や、市内に存する事業所又は事業所に勤務する者(同号イ)、市内に存する学校等で学ぶ者(同号ウ)といった個人だけではなく、様々な形で茅ヶ崎市にかかわり、集う人々の力を結集していく必要があることから、条例第3条第1号に規定する市民の定義では、個人だけではなく、市内で事業活動やボランティア活動などの活動をする団体などを含めています。

以上のことから、改正は必要ないと考えます。

(意見18)(対応区分:参考)

#### P.8 第8条・第9条に関する意見

- ・地方自治法151条の2(公聴会及び参考人)実施の方向性を記述して下さい。
- ・議会の役割を充実させるために基本的な議員研修が系統的・継続的に実施されることが必須。そのための議員研修の標準的カリキュラムの検討について記述して下さい。

(市議会及び市の考え方)

地方自治法で規定されている公聴会や参考人の制度につきましては、茅ヶ崎市議会基本条例及び茅ヶ崎市議会会議規則に定められており、必要に応じて当該制度を活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めてまいります。

また、議員研修につきましては、既に茅ヶ崎市議会基本条例に定められており、毎年度全議員向けの議員研修会を実施しているほか、新たに議員となった方向けの新人議員研修会や、他の団体が主催する議員向け研修会に議員の派遣を行うなど、基本的な議員研修を系統的・継続的に実施しております。今後につきましても、議会に付与された権能を適切に行使するため、議員研修の充実を図ってまいります。

(意見19)(対応区分:対応済み)

#### P.12 第11条に関する意見

公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚する為に宣誓を行うことはいいことです。出来れば社会問題となっている「ハラスメント対策」(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントetc.)の講習が必要です。

(市の考え方)

高い倫理観が求められる公務員にとって、ハラスメント対策は非常に重要だと考えます。

毎年、「事例に基づくハラスメント例」の紹介や「ハラスメントのない職場をつくるには」などを内容とした研修を実施し、ハラスメントを未然に防ぎ、健全な職場環境の創出に努めております。

(意見20)(対応区分:対応済み)

P. 16 第15条に関する意見

真鶴町では選挙人名簿約6,600人分を不正にコピーして持ち出して町長選挙に利用した前町長の実刑判決を受け、茅ヶ崎市もこれを教訓に個人情報保護や選挙人名簿などを適正に管理してほしい。

(市の考え方)

本市では、「個人情報の保護に関する法律」等の法令に基づき、個人情報を適正に管理しています。「条文に規定された事項を推進するための取組」に「個人情報保護制度の適正な運用」を掲げ、今後も引き続き個人情報の適正な管理を図ってまいります。

(意見21)(対応区分:参考)

P. 18 第17条に関する意見

「1 取組の方向性」について・

下記のことを追加してください。

- ・政策法務の知識を身につけることは全職員必須であること
- ・そのための適切なカリキュラムの作成、講座の設定及び独習のためのガイドライン作成を検討すること

(市の考え方)

法的知識につきましては、政策法務の基礎となるものであり、市職員にとって必要なものであることから、職員研修体系に位置付け、新採用職員の段階から、階層別研修にて、その習得を図っております。また、政策法務能力を高めたい職員について、神奈川県市町村振興協会等外部機関主催の研修へ派遣しているところです。

今後も、引き続き、これらの取組により、職員の政策法務能力の向上を図ってまいります。

(意見22)(対応区分:参考)

P. 23 第22条に関する意見

「1 取組の方向性」について・

下記のことを追加記述してください。

・自治基本条例にもとづく行政運営を確実に担保するため、市民の重要な苦情に対する処理・救済のための中立的な機関を設置することについて検討する

(市の考え方)

市民の苦情に対する処理・救済のための中立的な機関につきましては、行政不服審査などをはじめとした、第三者による審査等が行われる制度が他に存在すること、また、運営に一定の費用負担が予想されることから、現時点では設置について検討する予定はございません。

苦情等対応制度のほか、「陳情・要望」や「わたしの提案」の制度を通じて市民の皆様からの苦情や提案等を引き続き適切に処理することで、問題の解決や事務の改善につなげてまいります。

(意見23)(対応区分:参考)

P. 25 第24条に関する意見

大和市は公共工事やり直し問題で市に莫大な損害が出たとして、前市長と前副市長に損害賠償請求の訴訟を起こしております。また、兵庫県知事を巡る内部啓発文章も問題になっておりますので、コンプライアンスを推進し、徹底して適正な運用を行うことと、コンプライアンス推進課(仮称)を設立してみたいかがでしょうか。

(市の考え方)

適切な市政運営を行うためには、公正を保ち、市民の信頼を確保することが重要であると捉えています。そのため、本市では、コンプライアンスを推進し、市政運営の公正性を確保するための制度の一つとして職員通報制度を設けております。コンプライアンスを推進していくにあたっては、組織としての体制以上に職員一人一人の意識が重要であることから、研修等を通じた職員のコンプライアンスに対する意識の醸成と違法又は不当な行為による市政の信頼低下を未然に防ぐための取組を進めてまいります。

(意見24)(対応区分:参考)

P. 26 第25条に関する意見

下記の理由により条文を改正して下さい。

- ・自治の主体は市民であり、第1項の記述は適切でない
- ・すべてのコミュニティは相互に対等であり、市が「公益の……コミュニティ」を「地域の自治の担い手」と規定することは誤り
- ・市はすべてのコミュニティを幸平に尊重しその活性化を支援するべきであって、行政の都合を優先させることは誤り。

(意見25)(対応区分:参考)

P. 26 第25条に関する意見

・この条文は、「公益の増進に取り組むコミュニティ」という文言を「コミュニティ」に修正してほしい。

本来、「市民により自主的に形成された集団またはつながり」は、全てのどんな団体であろうと公益の増進に取り組んでいると考える。しかし、茅ヶ崎市はこの文言のために市民の団体に対して差別的施策を行い、行政に都合が良い団体だけに優遇措置を取っており、市民の分断を引き起こしていると考え

る。  
より良い地域の市民自治を推進するためには、あらゆる市民団体、市民活動が尊重されなければならないと考える。そのために条例の改正を要望する。

(市の考え方)

条例は、茅ヶ崎市における自治の推進を目的とするものであることから、条例第25条では、公益の増進に取り組むコミュニティが地域における自治の担い手であるという認識の下、市民と市はその活動を尊重すること(第1項)、市民はその活動に参加し、又は協力するよう努めること(第2項)及び市は公益の増進に取り組むコミュニティから提出された意見、提案等を検討し、市政に反映させるよう努めること(第3項)を定めています。

この中で、条例第25条第1項の「コミュニティ」とは、「市民により自主的に形成された集団又はつながり」を広く指すものであり、それらの行う活動のうち、公益(不特定かつ多数のものの利益)の増進に取り組むものを、この条例の目的に鑑みて、地域における自治を担うものとして規定しているものです。

以上のことから、改正は必要ないと考えます。

(意見26)(対応区分:対応済み)

P. 30 第29条に関する意見

取組に関わる条例等の ○湘南広域都市行政協議会規約 に藤沢市との連携が記載されていませんが、できれば、藤沢市との広域連携をお願いしたい。

(市の考え方)

湘南広域都市行政協議会は、本市と藤沢市、寒川町の2市1町により構成される協議会であり、2市1町の住民サービスの向上、地域の活性化、行政の合理化、能率化を目指し、パスポートセンターの共同運営や図書館・スポーツ施設の相互利用等、様々な分野において広域連携事業を実施しております。今後も、新たな広域連携施策についての調査研究等を行い、広域的な課題解決に向けた取組を推進してまいります。

(意見27)(対応区分:参考)

P. 31 第30条に関する意見

自治基本条例は「市民主体に自治を推進する」ことになっています。ところが、第30条 条例の検証等では、「市の検証したものに市民の意見を聴く」となっています。これは、「市民を主体」としているものと言えません。そこで、「市は、前項の規定による検証をするときは、市民の意見を聴かなければならない」と条文にしてください。そして、これを「2」とし、「2を3」にするようにしてください。

(市の考え方)

条例の規定の多くが市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、条例第30条では、まず内部検証を行い、その内容に基づき市民の意見を伺うこととしているものであり、改正は必要ないと考えます。

なお、令和6年度の検証では、条例第30条第3項に基づくパブリックコメント手続の他、茅ヶ崎市市民参加条例第9条に基づき、ワークショップ、無作為抽出アンケート及び市の内部検証前の意見募集といった複数の市民参加手法を取り入れており、検証の各段階において、市民意見聴取の場を設けています。

(意見28)(対応区分:参考)

P. 31 第30条に関する意見

条例を15年前に策定した際に、茅ヶ崎市自治基本条例(仮称)市民検討委員会では、自治基本条例の形骸化を防ぐ意味で、「市民を含めた自治基本条例推進委員会を設置」。第三者機関としての内容として、「自治基本条例推進委員会は、自治基本条例の運用状況について継続的に調査を行うとともに、市長に対して自治基本条例の運用状況の報告、既存条例の見直しを含めた改善及び改正提案を行うこと」を提案してきたが、受け入れられず、その後も検証のための検討委員会の設置を要望してきたが、受け入れられないままにいる。

この条例が取組の中で実行力を持ち、常に評価し、4年ごとの検証を充実させるために学識専門家、事業者、団体、市民等で構成される市内の各審議会が、事業評価を行うことで見えてくる課題の中で、「施策や計画が自治の推進に適合しているのか」の視点を入れることで検証を重ねていく。自治基本条例の見直しと改善等に役立つのではないかと。検証結果にある「条例に対する市民の認識度が依然低いこと、市民参加への参加率が低いこと、また、職員の意識レベルにばらつきがある」等を鑑みれば、自治基本条例の認識をさらに深めるための方策の一つになるのではないだろうか。

審議会での検証方法は、15年前に行政側からも提案されていたことでもあるので、是非、検討してほしいと願う。

(意見29)(対応区分:参考)

P. 31 第30条に関する意見

・次回の検証のページで提案しましたように、自治基本条例を理解している、理解したい、市民自治を進めたいと考えている多くの市民が参加して条例の検証すべきであり、それが市民自治の本来のあり方であるとする。そのために条項を改正し、検証委員会を設置することを明記してほしい。

(意見30)(対応区分:参考)

P. 31 第30条に関する意見

下記のことを考慮してください。

「1 取組の方向性」について・今回の検証における市民参加は極めて形式的なもの、低調でした。適切な市民参加なしの自治基本条例の検証は言語道断です。現行制度の下でももっと工夫すれば市民参加による検証は可能です。

・しかし、自治基本条例の検証にふさわしい検証をしっかりと実施するためには市民が参加する附属機関(例:自治基本条例推進委員会)を設置する必要があります。条例改正を検討して下さい。

(市の考え方)

条例は、茅ヶ崎市の自治の基本を定めるものであることから、検証における市民参加は、幅広く市民意見を聴取することが必要であると考えています。

そのための適切かつ効果的な市民参加手法として、令和6年度の検証では、内部検証の実施前に実施した条例にかかる市の取組に対する意見募集、ワークショップ、無作為抽出アンケート・WEBアンケート及び本パブリックコメント手続の4つの市民参加手法を、検証の各段階で実施しました。

次回の検証についても、条例及び茅ヶ崎市市民参加条例の趣旨を踏まえて、より適切かつ効果的な市民参加手法を選択してまいります。

なお、より多くの市民に条例について関心を持っていただけるよう、講ずる措置では、令和7年度以降様々な情報媒体の活用により、効果的な市民周知に取り組むこととしています。

(意見31)(対応区分:参考)

P. 31 「自治を推進するための条例等」に関する意見

・憲法・法律等も記載して欲しい(条例全体についても)

(市の考え方)

「自治を推進するための条例等」に関係法令を含め記載すると、関係法令の数が膨大で煩雑になることが考えられるため、基本的には条例等とし、市の規程を掲載することとしています。

## ■パブリックコメント手続に関する意見、要望(3件)

### (意見32)

① 当パブコメでも「基本原則である説明責任、情報共有及び市民参加の徹底を掲げています」と記す・ですから当パブコメも、もっと啓発(P. R)するところから始めて欲しいです  
・もっと色々書きたいのですが時間がないので以上。

#### (1)パブリックコメント意見(等)募集について

①ほとんどの(多くの)パブコメ(パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも(ほとんどの件が))応募者が少なかったと思う。パブリックコメントの意味(公意募集)(市民の意見募集)の意味からしてもっとPR(啓発・多くの情報発信)等をしたり種々(色々)な工夫をして欲しい。

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例等の制定をはじめとする市の基本的な政策等の策定過程において、市民の意見を頂ける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続を実施するにあたり、市政情報コーナーのほか、広報ちがさき(令和6年12月1日号)や市ホームページ、メール配信サービス、X(旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ(市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎)の活用に加え、市内146箇所に設置している広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しています。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしています。今後も市民参加の機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでいきます。

### (意見33)

・できたら説明会も実施して欲しかったです。

③ パブコメの意味からしても(市民に)説明会開催するのが原則と思う。

④ 説明会(パブコメの)開催した(茅ヶ崎ゴルフ場等々)パブコメは、パブコメ等の説明の参加者も多くパブコメ応募者も非常に多かったと思う。

#### (市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、内部検証の実施前に実施した条例にかかる市の取組に対する意見募集、ワークショップ、無作為抽出アンケート・WEBアンケートを実施し、市民の意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見34)

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃(見落)等してしまわないでしょうか。

(市の考え方)

広報ちがさきの作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすくお伝えできるよう努めております。ただし、紙面に限りがあるため、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に調整し、より多くの市民に情報を認知していただけるよう工夫しています。

今後も、それぞれの内容や媒体に応じた、分かりやすい情報発信に努めてまいります。